

令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和7年2月26日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和7年2月26日（水）午後2時59分 開会
1. 令和7年2月26日（水）午後4時44分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番 佐藤育男	2 番 鎌田 正	3 番 黒沢龍己	4 番 森元淑雄
7 番 武藤義彦	8 番 熊谷隆一	9 番 佐藤文子	10 番 小松栄治
11 番 荒木田俊一	12 番 伊藤福章	13 番 古谷武美	14 番 後藤 健
15 番 青柳宗五郎	16 番 鈴木良勝		

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

5 番 高橋徳久 6 番 橋村 誠

計 2名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭
消防長 佐々木伸吾 事務局長兼管理課長 佐藤大 消防次長 小笠原伸一
大曲消防署長 高橋倫 角館消防署長 鈴木和仁 消防総務課長 武藤亮幸
環境事業課長 瀬川敬 介護保険事務所長 上田泰彦 環境事業課参事 山本博康
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課主幹 九島芳謙
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主任 高橋絵美

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- (7) 議案第7号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (8) 議案第8号 令和6年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (9) 議案第9号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (10) 議案第10号 令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (11) 議案第11号 令和7年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (12) 議案第12号 令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議 長 (古谷武美)
これより令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集の挨拶並びに行政報告があります。

管理者 (老松博行)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、管理者。

管理者 (老松博行)

本日、令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案6件、補正予算案2件、令和7年度当初予算案2件及び単行案2件の合計12件であります。

このうち令和7年度当初予算案につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額は約250億1,151万円で、前年度当初と比較して約11億2,393万円、率にして約4.3%の減となっております。これは、一般会計において、中央し尿処理センター及び南部斎場の新施設建設工事が終了したことなどにより衛生費が大幅な減となることが主な要因であります。また、介護保険特別会計においては、職員人件費や介護保険システムのガバメントクラウド移行に係る経費などが増となるものの、保険給付費及び地域支援事業費は減と見込まれることなどから、特別会計全体では約0.5%の微増となるものであります。

予算執行の裏付けとなる構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して約11億9,047万円、率にして約13.5%減の総額約76億2,610万円となっております。これにつきましても衛生費の建設工事終了に伴う減額が主な要因となっております。また、中央し尿処理センターの現施設解体撤去に係る経費につきましては、組合で起債する地方債を財源に充てることとしております。

以上、令和7年度当初予算案の概要について申し上げましたが、本案を含む各上程議案につきましては、この後事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りして、当組合の諸般の状況についてご報告いたします。

はじめに、斎場関係について申し上げます。

令和6年の利用件数につきましては、中央斎場は1,116件で前年比76件の減、一方、南部斎場は602件で31件、北部斎場は569件で2件のいずれも増となっておりますが、合計では2,287件で43件、率にして約1.8%の減となっております。

北部斎場大規模改修事業につきましては、実施設計において建築確認申請等の手続きを年度内に完了することとしており、令和7年度の工事発注に向け、現在、設計作業を進めております。工事請負費について来年度当初予算に計上しておりますので、ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、現在、消防や建築主事による完了検査を経て、試運転として新施設での受入れを開始しており、今後は、引渡し前の最終確認となる竣工検査を実施し、4月1日からの供用開始に向けて準備を進めてまいります。

なお、新施設のお披露目も兼ねまして、竣工式を執り行うこととしておりますので、議員各位におかれましては、ご案内の際には是非ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

現施設の解体撤去工事につきましては、昨年11月の議員説明会でご説明申し上げましたとおり、地域の環境保全の必要性や地元町内会からの強い要望により新施設稼働後に速やかに解体することとしており、令和7年度と8年度の2カ年で実施することとしております。

また、同議員説明会において、中央ごみ処理センター基幹的設備改良工事につきましてもご説明申し上げましたが、本工事は、焼却施設の主要設備機器の更新やシステムの改良を行うことで、老朽化した廃棄物処理施設の性能回復と更なる延命化を図るとともに、省電力化などによる二酸化炭素排出量の抑制に貢献するものであり、工事費の平準化及び工事期間中も通常通り安定的なごみ処理を行う必要があるため、令和7年度から10年度までの4カ年で実施することとしております。

なお、これら二つの工事に係る関連経費につきましては、来年度当初予算に計上しておりますので、ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度の車両更新につきましては、納期の遅れが懸念されていた東分署と協和分署に配備予定の消防ポンプ自動車について、契約業者から、本年度中の納車ができない旨の通知が去る12月17日付けで届いております。エンジンの認証不正問題等の影響が続いているほか、新たな法規制に対応するため生産を調整していることなどにより、ベースとなる車両の納入が遅れていることが主な理由であります。本年7月中には納車が可能とのことでありますが、このことにより今次定例会に上程している令和6年度補正予算案において繰越明許費を計上しており、今後、内容を精査し変更契約を進めてまいります。なお、中仙分署に配備の救急自動車については、去る2月20日に納車され、既に運用を開始しております。

令和7年度の主な事業につきましては、車両更新計画による、角館消防署及び西分署に配備の消防ポンプ自動車、西分署に配備の高規格救急自動車、協和分署及び西木分署に配備の広報連絡車の計5台の更新のほか、令和8年度に計画しております東分署大規模改修工事の実施設計業務及び協和分署の屋根塗装工事を予定しております。

永年勤続消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力いただいた個人及び事業所を表彰する消防功労者表彰式につきましては、3月7日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催の予定としております。

消防職員意見発表につきましては、去る2月7日に秋田県大会が開催され、当組合の代表として出場した西木分署の山形凌夏消防士が最優秀賞を受賞し、4月25日に山形市で開催される東北大会に秋田県代表として出場する予定であります。

令和6年の火災・救急事案の発生状況につきましては、火災件数が50件で、前年と比較し8件の増となっております。救急件数は6,425件で、過去最高となった前年と比較し357件の減となっておりますが、依然高止まりが続いている状況にあります。

今シーズンの雪害発生状況につきましては、人的被害が2月24日現在で27件発生し、負傷者が27人となっております。昨年は暖冬により事故が少なかったため、前年比で件数が21件、負傷者数が21人増加しております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

令和6年11月末データによる圏域内の第1号被保険者数は47,195人、要介護認定者数は9,691人、サービス利用者数は8,135人で、1カ月分の給付費は約14億1,854万円となっております。前年同月との比較では、第1号被保険者数は276人の減、要介護認定者数は104人の減、サービス利用者数は61人の減といずれも減となっているものの、給付費については約610万円、率にして約0.4%の増となっております。これは、本年度の介護報酬のプラス改定が主な要因であります。

また、要支援者等が利用する「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスと通所型サービスが増加傾向にありますが、地域の拠点として各市町が設置する地域包括支援センターが中心となって進めている、介護予防や高齢者の生活を支援するための体制づくりの効果であると分析しており、今後も心身の健康状態の維持・向上及び重度化防止に向けた取組みの強化を推進してまいります。

第9期事業計画期間中における本年度の施設整備計画の進捗状況につきましては、7月と10月に2つのグループホームがそれぞれ9床ずつ増床し、また、3月には特別養護老人ホームが3床増床する予定であり、現在手続きを進めております。なお、サービス付き高齢者向け住宅から特定施設入居者生活介護施設へ転換を予定しておりました事業所が、大幅に増員する必要がある看護職等の確保が難しいことから、転換を断念しております。

当組合といたしましては、介護保険事務所において引き続き県や構成市町など関係機関との情報共有を図ってまいります。

また、国に対しましても、当圏域のサービス供給が不足することがないように、介護事業者の安定運営のため、介護報酬の見直しと介護職員の処遇改善のための加算・支援金の更なる充実について、引き続き要望してまいります。

最後に、来年度は、長期計画に基づく施設整備事業として、新中央し尿処理センターの供用開始や、現施設の解体工事、中央ごみ処理センター及び北部斎場における大規模な改良・改修工事の着工のほか、介護保険関係では国の施策に合わせた新システムへの移行など、各種大型事業が予定されておりますが、圏域住民の快適で安全な生活に資するため、引き続き求められる役割を着実に果たすべく、

社会情勢の変化にも対応しながら、日々の事業運営に努めてまいります。

以上、当組合の諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長 (古谷武美)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、5番高橋徳久議員、6番橋村誠議員であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、2番鎌田正議員、3番黒沢龍己議員、4番森元淑雄議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。「令和6年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。質問を許します。9番佐藤文子議員。

議員 (佐藤文子)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、9番。

議員 (佐藤文子)

それではよろしく願いいたします。

私は、介護保険事業、介護人材確保と事業所への支援についてお尋ねいたします。令和6年第2回定例会での、介護保険事業に関する一般質問に対する答弁との関わりで質問いたします。

第2回定例会での質問では、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の、介護サービスの現状と課題について伺いました。答弁では、訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリ、地域密着型通所介護の計72事業所のうち、9事業所が休廃止となったが、5類移行後に新規に指定を受ける事業所があり、介護提供体制に改善が見られるとしながらも、介護人材不足が挙げられ、組合としては、介護員不足により、事業所が休廃止し、サービスを利用したくても利用できない状況に陥らないよう介護従事者の処遇改善や介護サービス事業所の業務効率化に向けた支援や人材確保のための取組を実施してまいり、としております。

東京商工リサーチの調査によると、2023年度の介護事業所の休廃業・解散・倒産件数は632社あり、そのうち、427社が訪問介護事業所とのこととなります。2024年6月末現在、訪問介護事業所が0の自治体が97市町村、1か

所しかない自治体が277市町村と、全国自治体の4分の1が在宅介護の基盤が消失するか、その瀬戸際にあると言われております。

こうした深刻な状況をもたらした第一の要因は、まず介護人材の不足にあります。不足の原因は、全産業と比べても月5万から7万円も低い賃金であることや、厳しい労働環境に置かれ、長時間労働に置かれているということで離退職が相次いでいるとのことであります。

第二の要因は報酬削減による経営悪化によるものであります。介護報酬の本体部分は介護保険制度発足から2021年までの7回の改定で、消費税増税対応分を除き、実質、5.7%削減されました。これが経営ひっ迫の要因とされてきました。2024年の改定では、処遇改善加算の0.98%と合わせて1.59%のプラス改定といたしましたが、訪問介護については、基本報酬を2~3%引き下げたのであります。

大仙市の令和6年3月分における訪問介護の利用件数は568件で、利用者負担分を合わせたサービス費用は約6,200万円。これが、2%から3%の引下げで1か月の利用料は124万円から186万円減ることになります。1年では1,488万円から2,232万円の減収に繋がります。大仙市には、16の訪問介護事業所がありますが、平均いたしますと、1事業所当たり年間93万円から139万5千円の減収に繋がります。

政府は、訪問介護報酬の引き下げについて、訪問介護事業所の平均利益率は7.8%で、他の介護サービスに比べて十分な黒字が確保できるとしておりますが、政府の言う平均利益率とは、サービス付き高齢者住宅に併設されている大手の事業所など、移動時間やコストをかけずに多くの利用者を回れる一部の事業所の高収益を含んだものであり、要介護者の自宅を1軒1軒回る地域の中小事業所や中山間地の事業所では収入も人手も足りず、訪問介護事業所の4割が赤字事業所であることは、政府の実態調査でも明らかになっています。

こうしたことから、人材不足を解決できるだけの介護職員の抜本的な賃上げ、労働条件の改善と介護報酬を引き上げ、介護事業所の経営再建と事業の継続を応援する施策が今緊急に求められているのだと思います。

そのための緊急対策として、第一には、人材不足を解決できるだけの介護職員の賃金を全産業並みに引き上げること、第二には、介護報酬を引き上げ、介護事業所の経営再建と事業の継続を応援することと、訪問介護の基本報酬を元に戻し、減収分の補填を行うことが緊急対策として求められると思います。

政府に対し、これらを国の責任で進めること、保険料や利用料に連動させないよう、国庫負担を増やすこと、10%を増やすことを強く求めていくことは言うまでもありません。

しかし今、自治体レベルで介護事業所の経営や介護職の賃金を保障する取組が始まっております。

徳島県三好市では、介護報酬のみでは事業所が成り立たないと判断して独自に財源を投入して、報酬への上乗せとヘルパーの賃金補償を行う。北海道浦河町は町内の唯一の特養を維持するために、赤字補填3年間で最大4,500万円を決

定し、東京世田谷区では、令和6年から令和8年度の報酬改定が深刻な人材不足を踏まえた内容になっていないこと、訪問介護報酬が引き下げられたことから倒産件数が危機的状況となっていること、などから、高齢者施設、障害者施設等、1,600施設に対して給付総額8億7,539万1千円を行う緊急支援を決定しているなど、あちこちで支援対策を強めております。

そこで伺います。要望です。一つは、介護人材確保と介護事業所の運営を応援するため、先進自治体に学びまして、独自の緊急支援を行うことを検討できないでしょうか。とりわけ、介護報酬の引き下げで運営に苦慮しております訪問介護事業所33事業所に対しては緊急支援を求めるものであります。例えば1事業所100万円支援するとすれば、3,300万円の財源、これは今、基金などを活用すれば十分確保できるものではないかと考えますがいかがでしょうか。

二つ目には、6年第2回定例会で、介護従事者の処遇改善や介護サービス事業所での業務効率化に向けた支援や人材確保の取組を実施するとしております。具体的にどのような取組を行うのかお知らせいただきたいと思っております。

議長 (古谷武美)

はい、答弁を求めます。上田介護保険事務所長。

所長 (上田泰彦)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、所長。

所長 (上田泰彦)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目は、訪問介護事業所への緊急支援についてであります。令和6年4月の介護保険報酬改定により、介護サービス全体で1.59%のプラス改定となる中、訪問介護は2%を超えるマイナス改定となっており、国は訪問介護が他のサービスと比較して黒字幅が大きいことをその主な理由としております。一方で報酬単価はマイナスであるものの、訪問介護の介護員の処遇改善加算は他のサービスより手厚く設定されており、これらの要素を踏まえた管内の訪問介護事業所の状況としましては、令和6年4月から12月のデータを前年同期間と比較しますと、ひと月あたりの平均利用人数は約65人の減の913人、給付費は約544万円減の約8,780万円、平均単価は約790円増の約96,000円となっております。利用者数の減少が給付費を押し下げているものの、一般的にはマイナス改定の場合平均単価は下がるところ、処遇改善加算が手厚く設定されていることなどにより平均単価は上がっており、報酬のマイナス改定の影響は伺えないところであります。また、管内の訪問介護事業所数としましては、現在31事業所と令和6年3月の33事業所から2事業所減となっており、廃止の主な理由では利用者の減少と職員確保が難しいことが挙げられております。

国では介護人材確保・定着の基盤構築に向けた介護サービス事業所への財政支援策として、新たに介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の交付を決定しており、介護職員一人あたり平均5万4千円に相当する額を交付予定としておりま

す。なかでも訪問介護の交付率は通所介護や短期入所、施設よりも高く設定されているところでもあります。

当組合における緊急支援としましては、まずは国の支援後の状況を注視しながら、自治体独自の補助を行っている市町村を参考としつつ、構成市町と協議の上、支援の緊急性、必要性を判断していくことが適当であると考えております。

質問の2点目は、介護従事者の処遇改善、人材確保、事業所の業務効率化についての当組合の具体的な取り組みについてであります。介護従事者の処遇改善につきましては、来月開催される全国介護保険広域化推進会議を通じて国に働きかけるとともに、処遇改善加算の申請の窓口として確実な加算取得への支援を行ってまいります。人材確保につきましては、令和4年度から実施している介護入門的研修を来年度も引き続き実施するなど介護の裾野を広げるための取り組みを進めてまいります。また、事業所の業務効率化に向けた支援につきましては、大曲仙北地域密着型介護事業者連絡会に実施を委託している研修会において、管内の先行事例を紹介しております。

いずれの事業におきましても、県や県内他市町村の動向を踏まえ、より柔軟にスピード感をもって対応していきたいと考えており、将来的に人員確保がより困難となった場合においては、人員基準等を緩和した基準該当サービスの導入を検討するなど、介護基盤の維持、確保に努めてまいります。以上でございます。

議長 (古谷武美)

再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子)

はい。

議長 (古谷武美)

はい、9番。

議員 (佐藤文子)

ありがとうございます。介護士さんの報酬の単価が上がっているというふうなことが、そして人材確保補助として5万4千円というふうなものを用意されているというお話がありました。いずれにしても今様々な企業をはじめ、公務員もはじめ、給与の引上げが物価高騰の下で進められております。しかし、この介護士に対する報酬引上げ、給与引上げ、介護処遇改善加算、これは、他の職種の給与の引上げよりも、大変低くなっているというのが実態であります。そして、補助金として出すとお話しされましたその5万4千円の補助、これについてはまだ一過性のいわゆる一時的な支給にとどまる可能性が強いものでありまして、やっぱり常にこの報酬を引き上げるというふうな立場にはまだなっていないというのが現状だと思いますけれども、いずれにしても、5万円ほど賃金が非常に低い、こういう介護士、国家資格を持っていながら業務量の多さ、そして職場の人間関係、更には、非常に労働がきつい、こういうふうな中で若い介護士の志願者がなかなか増えてこない、これが介護現場の実態だと思います。ぜひ、私は質問の中で、国にはたらきかける介護報酬引上げ、これについては本当に10%は国費で負担をしていただかなければならないというふうな思いをしているのが各団体、そう

いう感覚でありますので、ぜひ本当に、その集まりがあるようではありますけれどもそこは見ていただきたいと思いますし、今後、人件費等については今の報酬加算の部分で今後の動向を注視してまいりますというふうなお話もありますけれども、実情は非常に他の産業よりも低い処遇加算におかれているというふうなこともありますので、ぜひ、動向を注視してですね、独自でこの介護保険事務所としてもその人件費、こういうところにも補填する、こうしたことをやってもらいたいというふうなことを申し上げて、質問を終わります。まず、今の質問に対するお考えあれば、お聞かせください。

議長

(古谷武美)

再質問に対する答弁を求めます。上田所長。

所長

(上田泰彦)

はい、議長。

議長

(古谷武美)

はい、所長。

所長

(上田泰彦)

佐藤文子議員からの再質問についてお答えいたします。

今回の国の補助金がまず一時的なものということで、継続的という点につきましては、やはり報酬改定等で国の方でそういった給与のアップ、報酬アップの方を図っていくことが必要と考えておりますので、国の方でも5月に介護事業経営概況調査というのを実施しまして、事業者の経営状況、訪問介護につきましては特にこの実態について調査をすることとなっております。この調査によりまして、今後の報酬改定、またベースアップについての基礎データとなりますので、そういったものを国の方としても緊急に動いている状況でございます。介護保険事務所独自の施策としましては、制度で認められている範囲の中にはなるんですけども、先ほど説明したような形で実効性のあるような取組みの方を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長

(古谷武美)

これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長

(佐藤大)

はい、議長。

議長

(古谷武美)

はい、局長。

局長

(佐藤大)

議案第1号「大曲仙北広域市町村圏組合行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開きください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正す

る法律」が令和7年4月1日から施行され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、当該法律の条項を引用している本条例において、条項ずれの整理を行うものでございます。

本条例は、令和5年に制定したものであり、行政手続を例外的にオンラインで行うことについて、根拠を明確化するとともに、申請手続等について定めたものであります。

改正内容としましては、本条例第1条の目的規定において引用している法律の条項を、改正後の法律の条項に合わせて改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日とするものであります。

以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第2号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

今般、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、仕事と介護の両立支援の拡充が図られております。

これに合わせ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、勤務環境の整備に係る規定を新たに設けるとともに、職員の育児休業等に関する条例においても規定の整備をする必要があるため、両条例の改正を一括で行うものでございます。

始めに、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正についてであります。一つ目の改正点としましては、配偶者、父母、子等が介護を必要とする

状況に至った職員に対し、介護休暇の取得など、仕事と介護の両立に資する制度等について周知をするとともに、当該職員の意向を確認するための面談や、その他必要な措置を講ずることとするものでございます。

二つ目は、介護休暇の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する研修の実施や制度に関する相談体制の整備等の措置を講ずることとするものであります。

次に、「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてであります。当組合においては未整備でありました、非常勤職員に係る育児部分休業の時間数の規定について、改正後の法律の条項を引用する内容で新たに規定するものであります。

非常勤職員の育児部分休業につきましては、子が3歳に達するまでの期間において、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度であり、所定勤務時間から6時間を減じた時間を超えない範囲内で承認するものであります。例えば所定勤務時間が7時間の非常勤勤務につきましては、1時間まで取得が可能となるものでございます。

以上、議案第2号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第3号」、日程第8「議案第4号」、日程第9「議案第5号」の3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第5号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件

を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第3号をご説明いたします。議案説明資料の4ページと5ページをご覧くださいと思います。

当組合の給与制度につきましては、大仙市に合わせ、人事院勧告に準じた運用をしておりましたが、今般、大仙市において、県内自治体との均衡を図るとともに、人材確保に資するための給与面の処遇改善を行う観点から、県に準拠することとなり、構成3市町全てが県準拠の給与制度となります。

これに合わせ、当組合においても、令和7年度分の給与について、一般職の職員の給与に関する条例の規定を県の人事委員会勧告に基づく内容に改めるとともに、併せて、令和4年に規定された「暫定再任用職員」に係る手当についても改めるものでございます。

始めに、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正についてであります。①の給料表の改定の一つ目は、去る11月議会定例会において議決をいただいたとおり、1級及び2級の令和6年度分の俸給が大幅に引き上げられたことを踏まえ、そのほかの3級から7級までの各級1号給近辺を削除し、最低水準を引き上げることで、早期昇格時や社会人経験者の採用時の給与改善を図るものであります。二つ目は、人事院勧告に基づく給料表を、県に準拠したものに切り替えるものであります。これにより、全ての号給が0.71%増額することとなります。

次に②の期末・勤勉手当の支給割合についてであります。年間支給月数に変更はありませんが、6月と12月を均等にするものであります。

次に③その他各種手当の改定についてであります。①の扶養手当につきましては、配偶者に係る手当の廃止と、子に係る手当の増額を、2年に渡り段階的に実施するものであります。

②の地域手当につきましては、首都圏等、民間の賃金水準が高い地域に勤務する場合に支給する手当であります。こちらを県に合わせ、級地区分の見直しをするものであります。現在、支給対象者はございません。

③の通勤手当につきましては、公共交通機関を利用する場合の一月当たりの支給上限額を引き上げるものであり、現時点で影響を受ける職員は想定されませんが、こちらを県に合わせ、見直しをするものであります。

④の単身赴任手当につきましては、異動等に伴い転居した職員に加えまして、要件を満たした新規採用者も対象とするものであります。こちらを現在支給対象者はございません。

⑤の管理職員特別勤務手当につきましては、管理職の職員が、休日又は平日深夜に緊急の必要により勤務した場合に支給するものであります。現行「0時から5時まで」としておりました平日深夜の対象時間帯を、「22時から5時まで」に拡大するものであります。

次に、④の定年前再任用短時間勤務職員への手当拡大についてですが、これまで当該職員には支給対象外となっておりました地域手当、住居手当及び寒冷地手当を、新たに支給対象とするものであります。

次に、(5)の刑法改正に伴う文言の整理についてですが、今般、刑のうち「禁錮」及び「懲役」が廃止され、これに変え「拘禁刑」に改められたことに合わせ、期末手当の支給対象者に係る規定において使用しております「禁錮」の文言を同様に改めるものであります。

次に、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の一部改正についてでございます。定年延長制度の整備のため令和4年に制定した本条例において、令和13年度までの経過措置として規定しておりました「暫定再任用職員」にも、ただ今ご説明いたしました定年前再任用短時間勤務職員と同様の措置が必要となることから、改定を行うものであります。

本案は、令和7年4月1日から施行するものであります。刑法改正に伴う文言の整理につきましては、改正法の施行日に合わせ、令和7年6月1日とするものであります。また、扶養手当及び期末手当に係る経過措置等を設けるものであります。

次に、議案第4号についてご説明申し上げます。議案説明資料の6ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合について改めるものであります。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の上下水道事業管理者に合わせることにしており、大仙市において令和7年度分の改定が行われることに合わせ、改正するものであります。

また、県準拠に移行することに伴い、年間支給割合が減額改定となることから、従前の支給割合を維持する経過措置を設けるものであります。

本案につきましても、令和7年4月1日から施行いたします。

次に、議案第5号についてご説明申し上げます。議案説明資料の7ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うものであります。

給料表につきましては、一般職の給料表の1級に合わせて定めており、期末・勤勉手当につきましても、一般職に合わせた支給割合としているため、同様の内容に改めるものでございます。

本案につきましても、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号から議案第5号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。9番佐藤文子議員。

議員 (佐藤文子)

はい。

議長 (古谷武美)

はい、9番。

議員 (佐藤文子)

私は、議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備条例についてお尋ねいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の改正、この中には、扶養手当の改定があります。そして、配偶者に関わる手当を廃止するというふうなことでありますので、これはもしかして関係職員にとっては不利益になるのではと思ったところであり、これが廃止されますと、給料は0.71%ですから、35万頂いている給料の方は、たかだか2,485円しか給料の部分では上がらない。しかし、配偶者扶養手当、これは、6,500円をなくすというふうなことで、子どもさんお一人の場合は3,000円増えるというふうなこと、差引きしますと、子どもさんお一人の方、35万円もらっている方は、この配偶者扶養手当を廃止することによりまして、1か月1,015円減ることになります。実質、給料が下がってしまいます。そういうふうなことで、そして、子どもさんがいずれ扶養手当から外れるというふうな、その年代から退職されるまでの期間十数年あるかと思えます。その間はまるっきりこの扶養手当というふうなものがなくなる、これは大きな、この該当職員にとっては不利益に繋がるものだというふうに思って質問させていただきます。廃止によって影響を受ける職員数と、その影響額について一般会計と介護保険特別会計別にお知らせいただきたいと思えます。

議長 (古谷武美)

答弁を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

2月1日現在で、配偶者に係る扶養手当を受給している職員数としましては、一般会計が39名、介護保険特別会計が3名で、現時点ではこれらの職員が本改定による影響を受けることとなります。

また、影響額についてであります。現在、1人当たり月額6,500円、年間で78,000円支給されており、令和7年度は経過措置として年間で42,000円減の36,000円、令和8年度は廃止となります。

会計ごとの総額となりますと、今年度、一般会計では合計3,042,000円、介護保険特別会計では合計234,000円が支給されており、令和7年度は、一般会計が1,638,000円減の1,404,000円、特別会計が126,000円減の108,000円となり、こちらも令和8年度は廃止となるものでございます。以上となります。

議長 (古谷武美)

9番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子)

はい。

議長 (古谷武美)
はい、9番。

議員 (佐藤文子)
国の人勸に沿ってこの改正を行っているわけで、当局としては独自の改正をする、しないの判断はできないようにはなっているというふうに思います。しかし、当組合議会での条例、独自条例ですので、そういうふうなものに対して私はやっぱりこれは不利益を招く条例であるというふなことで、かなり問題があるのではないかと。人数あるいは額の問題ではないと。基本的に何十年、この配偶者手当というふうなものが減額されながらも続けられてきた、働いていない配偶者の方、あるいは働いてても収入の少ない配偶者の方にしっかりと補填するというふうなことで、これをきっぱりとなくすというのは非常に問題だというふうに感じております。

申し訳ありませんが、一つお聞きしたいのが、一般会計39名の方が該当者になっているというふうなこと、消防だとかそういったところの皆さんは夜間だとかいつどんな時でも呼び出されるとかそんな境遇の中でお仕事されておりますので、配偶者の方ではお仕事をされていないとか、そういう方も結構いらっしゃるのではと思ったわけですが、一応この39名の職種について、少しお知らせいただければというふうに思います。

議長 (古谷武美)
再質問に対する答弁を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)
はい、議長。

議長 (古谷武美)
はい、局長。

局長 (佐藤大)
佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

39名の内訳といたしましては、一般会計、事務局の管理課は0、斎場職員の方で1名、あと環境事業課の職員が1名で、事務局が2名となっております。あと一般会計の消防の方で該当者が11名ございます。失礼いたしました。消防関係が37名、あと介護保険特別会計の方で3名、失礼いたしました。もう一度最初から。事務局に関しまして、斎場職員が1名と環境事業課1名の2名となっております。一般会計の消防関係で37名、トータルで一般会計39名となっております。あと、介護保険事務所は3名ということで、以上となります。

議員 (佐藤文子)
ありがとうございます。私も、消防関係の方にはこういう配偶者手当、該当されている職員が多いのではないかと、こういうふうに思いました。そういうふうなことでですね、やっぱりこれはちょっと不利益な条例改正だというふうなことを申し上げておきたいと思います。あとは討論の場で。

議長 (古谷武美)
以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 (佐藤文子)

はい。

議 長 (古谷武美)

はい、9番。

議 員 (佐藤文子)

私は、今の議案第3号に対する反対討論を行います。質疑でも申し上げましたが、給与改定において、0.71%とわずかながらも給与は増額されております一方、配偶者扶養手当の廃止を前提として不利益となる条例改正でありますので、認められないものであります。以上です。

議 長 (古谷武美)

はい、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今議題となっております案件中、議案第3号を採決いたします。本件につきましては、起立による採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成：12名 反対：1名)

はい、着席ください。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより、ただ今議題となっております案件中、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより、ただ今議題となっております案件中、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第6号「大曲仙北広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の8ページと9ページをご覧くださいと思います。

今般、地域包括支援センターにおける人材確保が困難となっている現状を踏まえ、介護保険法施行規則に規定する、「市町村が条例を定めるに当たって従うべ

きセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準」が一部改正され、人員配置基準が柔軟化されております。

本案は、これに合わせ、条例において規定する当該基準についても同様の内容に改めるものでございます。

主な改正の内容としましては、一つ目は、現行のセンター職員の員数について、センターの担当区域における高齢者数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して当組合介護保険運営協議会が必要と認める場合においては、常勤換算法によることを可能といたします。これにより、非常勤職員を含め、より柔軟な職員配置が可能となるものでございます。

二つ目は、一つのセンターの担当区域における高齢者数が、概ね3,000人から6,000人ごとに配置すべき3職種、3職種とは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、の員数の基準について、複数区域の高齢者数を合算して配置員数を算出し、地域の実情に応じて3職種を柔軟に配置することを可能といたします。この場合において、サービスの質を担保する観点から、当該一つのセンターには、3職種のいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないことといたします。

この改正につきましては、現在、包括支援センターが1箇所の運営となっております仙北市と美郷町は該当せず、市内に5つのセンターを有している大仙市のみ該当するものであります。

そのほか、主任介護支援専門員の要件として、更新研修の受講についても明記するなど、省令の規定に合わせ、文言の整理を行うものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日とするものであります。

なお、今回の改正は、地域ごとの実情に応じ、例外的に、より柔軟な職員配置を可能とするものでありますが、現状としましては、緩和された基準を直ちに適用させる必要があるセンターはございません。各センターによる支援の質を担保することが必要不可欠でありますので、今後も引き続き、現行の配置基準を満たす人員体制を確保できるよう、各市町と連携を密にし、協議を重ねてまいります。

以上、議案第6号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第7号」、日程第12「議案第8号」、日程第13「議案第9号」の3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、局長。

局長 (佐藤大)

議案第7号と第8号の令和6年度2月補正予算及び議案第9号の令和6年度負担金の一部変更について、をご説明申し上げます。

資料10ページをご覧ください。

こちらは、今回の補正予算の総括表となっております。一般会計で補正額2,226万8千円の減額、介護保険特別会計で4,681万5千円の増額、合計で2,454万7千円の増額となり、補正後の予算総額を262億2,947万6千円とするものであります。

内訳としましては次のページ以降をご覧ください。一般会計補正予算(第3号)となります。歳入に関しましては、歳出予算の内容に影響されますので、先に歳出予算についてご説明をさせていただきます。

資料の13ページをご覧いただきたいと思います。増減額が大きい主要部分を中心に説明いたします。

3款民生費は、1項2目重層的支援体制整備事業費が、委託事業実施見込が少なかったことにより、3,068万円の減、4款衛生費は、主に2項の清掃費において廃棄物処理施設の長期包括運営業務の精算により、ゴミやし尿の搬入量が減少したことや想定より電気料金が安かったことなどの影響で大幅に減額となっており、4款の衛生費全体では、2,963万6千円の減となっております。

5款消防費は、14ページとなりますが、1項2目の施設整備費で、西分署の改修工事や車両購入での契約差額による減額があるものの、人事院勧告による給与改定に伴う増額が大きく、全体としましては、2,824万7千円の増となっております。

次に14ページの7款諸支出金は、1項1目の一般会計負担金調整基金への前年度繰越金の積み増しとして5,306万5千円の増のほか、3項1目の償還金が重層的支援体制整備事業費の過年度分精算返還金による1,221万1千円の増、一方で、2項1目の介護保険特別会計繰出金は、低所得者介護保険料軽減に係る国や県、構成市町の負担金の減額などにより5,735万5千円の減となり、全体としましては、792万1千円の増となっております。

一般会計歳出予算につきましては以上となります。

次に歳入に関しまして、11ページにお戻りいただきたいと思います。1款の分担金及び負担金は、1項7目廃棄物処理施設の長期包括運営業務委託料の減や、1項9目民生費負担金の介護保険に関する各対象事業が見込より伸びなかったことにより、総額で6,628万3千円の減、3款国庫支出金や12ページとなります4款県支出金は1款の民生費負担金と同様の理由によりまして、国庫支出金

総額で3,037万6千円の減、県支出金は2,091万4千円の減となっております。

次に7款の繰越金、前年度繰越金は9,223万9千円を全額計上しております。

一般会計歳入につきましては以上となります。

次に14ページをご覧ください。

下段にあります第2表繰越明許費についてご説明いたします。

こちらは今年度配備予定でありました東分署及び協和分署の消防ポンプ自動車、車両メーカーからのシャーシの供給遅延によりまして、本年度中の納車が困難となったため、購入に係る経費1億1,839万3千円を令和7年度に繰越すものでございます。

次に第3表の債務負担行為補正の追加についてご説明いたします。

令和7年度早期に業務を委託する必要がある中央し尿処理センター旧施設の閉鎖業務委託料及び中央ごみ処理センタープラスチックごみの回収業務委託料について、それぞれ限度額を設定するものであり、中央し尿処理センターで1億7,380万円、中央ごみ処理センターで1,500万円となっております。

以上で議案第7号令和6年度一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号介護保険特別会計補正予算となります。

主な増減理由としましては、こちらも歳出から説明させていただきますので、資料17ページをご覧ください。

1款総務費は、人事院勧告による人件費の増はあるものの、12節委託料において、システム改修業務に関する一部が通常保守業務で対応可能であったことから1,090万円の減額になるなど総務費全体としましては823万9千円の減となります。

2款保険給付費は、給付実績見込により要支援に関する介護予防サービスでは増加傾向にありますが、要介護認定者が利用します介護サービスは減少しており、それぞれの事業によって増減があるものの総額では、4億3,520万円の減となっております。

続きまして18ページの3款地域支援事業費につきましては、先の保険給付費同様に個々の事業内容により増減があり、全体としましては247万円の減となっております。

5款基金積立金につきましては、1項1目介護給付費等準備基金積立金は繰越金に含まれておりました過年度の保険料などの積立として1億9,292万3千円の増と、1項2目介護保険特別会計負担金調整基金は、前年度繰り越した一般財源の積立4,471万3千円の増、これらを併せまして総額で2億3,763万6千円の増となっております。

7款諸支出金は、1項の償還金及び還付加算金として令和5年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国、県への精算返還金など2億6,294万3千円の増、2項繰出金は重層的支援体制整備事業委託料の減に伴う介護保険料分として785万5千円の減など、総額としましては2億5,508万8千円の増とな

っております。

歳出の説明は以上となります。

続きまして歳入の主な増減を説明します。15ページにお戻り下さい。

1款介護保険料は、所得段階の多段階化に伴い保険料額が高い高所得者層の割合が増加したことなど総額で1億2,099万3千円の増となっております。

2款分担金及び負担金は、介護給付費や地域支援事業費の実績見込の減により、総額で6,520万6千円の減、4款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金など実績見込の減などはあるものの2項の国庫補助金では取組実績に応じた交付金などの増により、総額で216万9千円の減となっております。

続きまして16ページの5款県支出金は、介護給付費実績見込などにより総額で6,691万円の減、6款支払基金交付金も県支出金同様の理由によりまして、2億1,295万円の減、8款繰入金は、1項1目介護給付費等準備基金繰入金の保険給付費が伸びなかったことで、取り崩しが不要となったことなどから、総額で2億7,678万6千円の減となっております。

続きまして9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上しており、5億4,391万円の増となっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして18ページ下段の第2表、債務負担行為補正の追加についてご説明いたします。

令和7年10月までに移行予定であります介護保険システムのガバメントクラウド移行に係る環境構築に際しまして、令和7年度早期に発注し、既存システムの機能適否を比較分析する必要があることから、係る経費の限度額544万円を設定するものでございます。

以上で議案第8号介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして19ページをご覧ください。

議案第9号令和6年度大曲仙北広域市町村組合経費に係る負担金の一部変更についてをご説明いたします。

先程まで説明いたしました内容により補正することで、①から④の各事業における負担金は、ほぼ全てで減額となっております。最下段をご覧くださいと思います。負担金総額といたしまして、今回の補正額が、大仙市では1億421万円の減、仙北市が1,746万円の減、美郷町が981万9千円の減となり、合計で1億3,148万9千円の減となっております。補正後の負担金総額では87億4,320万2千円となるものでございます。

以上、議案第7号から議案第9号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第7号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めますよって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第8号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第9号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めますよって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第10号」、日程第15「議案第11号」、日程第16「議案第12号」の3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭)

それでは、議案第10号と議案第11号の令和7年度一般会計及び介護保険特別会計に係る当初予算並びに議案第12号、令和7年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、私から一括してご説明させていただきます。

本2件の予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、また、組合経費に係る負担金につきましては、当組合規約第11条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

議案説明資料の20ページをお開き願います。

上段の総括表をご覧いただきたいと思います。合計欄に記載がありますとおり、一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は250億1,151万6千円でございます。前年度との比較で11億2,393万9千円、率にいたしまして4.3%の減となるものでございます。

これは、一般会計においては、南部斎場及び中央し尿処理センターの新施設建設工事が完了したことによりまして衛生費が大幅に減となるほか、介護保険特別会計においては、人件費の増や国が整備する標準化システムへの移行経費の計上など、増額になる要素があるものの、保険給付費及び地域支援事業費は減と見込まれることにより会計全体では微増にとどまるため、結果、予算総額では減となるものでございます。

その下の総括表の下の円グラフでございますけれども、両会計の歳出における

目的別、性質別の構成比を表したものでございます。後程ご覧いただきたいと存じます。

それでは、会計ごとの主な項目につきまして順次ご説明させていただきます。

はじめに、「議案第10号令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明いたします。

グラフの上の総括表にお戻りいただき、表の上段をご覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、59億2,064万5千円で、前年度と比較して12億2,165万円、率にして17.1%の減となります。

歳入から、前年度比の増減額が大きい部分を中心にご説明申し上げます。

21ページをお開き願います。

歳入1款分担金及び負担金1項1目事務費負担金は、9,724万9千円で、昨年10月から指定金融機関の公金振込手数料が有料化されたことによる役務費の増などにより、1,283万4千円の増であります。

3目斎場費負担金は、3億5,046万7千円で、新南部斎場建設事業が完了したものの、北部斎場改修事業に係る経費の増によりまして、9,498万3千円の増となります。

7目廃棄物処理費負担金は、15億7,876万円で、中央し尿処理センターの新施設建設工事の終了に加え、現施設の解体撤去経費の財源については、歳入9款の組合債を充てることとしたことなどにより、15億5,628万2千円の大幅な減となります。

8目消防費負担金は、26億3,838万6千円で、昇級や人事院勧告の影響による人件費の増などにより、総額で7,207万5千円の増であります。

以上、歳入1款分担金及び負担金は、上段に記載のとおり総額47億9,934万7千円で、前年度との比較で13億7,154万2千円の減となるものでございます。

続いて歳入2款使用料及び手数料1項使用料は、斎場、へい獣保冷センター、ごみ処理・し尿処理施設等に係る施設使用料、合わせて2億2,364万2千円の計上、2項手数料は、へい獣集荷処理、危険物貯蔵設備検査に係る手数料、合わせて420万7千円の計上でございます。

以上、歳入2款使用料及び手数料は、総額2億2,784万9千円で、前年度との比較で975万6千円の減となります。

続いて歳入3款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、9,502万4千円で、低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金でございます。

2項1目衛生費国庫補助金は、1,623万3千円で、中央ごみ処理センター基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金であります。

2目民生費国庫補助金は、6,445万3千円で、重層的支援体制整備事業費補助金であります。

以上、歳入3款国庫支出金は、総額1億7,571万円で、前年度との比較で3億8,162万5千円の減となります。

続いて歳入4款県支出金1項1目民生費県負担金は、4,751万2千円で、

国庫支出金と同じく低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金、2項1目民生費
県補助金は、3, 222万6千円で、これも国庫支出金と同じく重層的支援体制
整備事業に係る補助金となります。

以上、歳入4款県支出金は、総額7, 973万8千円で、前年度との比較で5
88万3千円の減となります。

22ページをお願いいたします。

歳入6款繰入金1項1目一般会計負担金調整基金繰入金は、2, 500万円で、
斎場費及び清掃費に充当するものであります。

2項1目介護保険特別会計繰入金は、3, 850万4千円で、重層的支援体制
整備事業に係る介護保険料分を特別会計から繰り入れるものでございます。

以上、歳入6款繰入金は、総額6, 350万4千円で、前年度との比較で1,
048万8千円の増となります。

歳入8款諸収入2項1目清掃事業収入は、1, 612万6千円で、廃棄物処理
施設において収集したアルミ缶、ペットボトルなどの成型品等売払収入でござい
ます。

2目雑入は、2, 084万5千円で、県消防学校や県消防防災航空隊への派遣
職員に係る人件費負担金などでございます。

以上、歳入8款諸収入は、総額3, 697万2千円で、前年度との比較で43
万1千円の減となります。

歳入9款組合債1項1目衛生債は、5億3, 709万9千円で、先ほどご説明
申し上げましたけれども、中央し尿処理センターの現施設閉鎖業務委託料及び解
体撤去工事費等の財源とするため、秋田県市町村振興資金を借り入れるものでご
ざいます。

続いて、歳出について、こちらも前年度比の増減額が大きい部分を中心にご説
明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

歳出3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、1, 006万6千円で、社会
福祉法人水交会が借り入れている施設改築事業債に係る償還補助金でございま
す。

2目重層的支援体制整備事業費は、1億7, 960万4千円で、国・県補助金、
市町負担金及び特別会計で収納した介護保険料分を原資とした構成市町への委託
料でございます。

歳出4款衛生費1項保健衛生費1目斎場費は、1億4, 120万6千円で、職
員3人の人件費、派遣職員8人に係る業務委託料、中央斎場の火葬炉耐火物等補
修工事費、その他施設の維持管理に係る経費などでございます。

24ページをお願いいたします。

2目北部斎場改修事業費は、2億5, 153万9千円で、現施設の延命化と火
葬炉設備の環境対策を主目的とした改修工事費などでございます。

なお、新南部斎場建設事業費は、事業終了により廃目となります。

2項清掃費3目中央ごみ処理センター等運営費は、8億8, 186万8千円で、

令和7年度から4カ年で計画しております基幹的設備改良工事費のほか、長期包括運營業務、焼却灰の処分及び運搬業務などに係る委託料などがございます。

4目中央し尿処理センター運営費は、1億1,812万1千円で、長期包括運營業務委託料などがあります。

5目新中央し尿処理センター建設事業費は、5億3,709万9千円で、現施設の閉鎖業務及び解体撤去工事に係る経費であり、歳入でご説明申し上げた組合債が財源となるものであります。

7目北部ごみ処理センター等運営費は、5億4,958万円で、ごみ処理センター及び3つの最終処分場の長期包括運營業務委託料などがございます。

8目北部し尿処理センター運営費は、2億596万5千円で、施設の長期包括運營業務委託料などがございます。

以上、歳出4款衛生費は、23ページ中段に記載のとおり総額27億7,786万2千円で、前年度との比較で12億7,923万8千円の減となるものがございます。

25ページをお願いいたします。

続いて歳出5款消防費1項1目常備消防費は、24億6,151万5千円で、派遣職員2人及び暫定再任用職員18名を含む消防職員296人の人件費21億9,573万円のほか、高機能消防指令センター保守業務、消防救急デジタル無線保守業務などの委託料、防火服及びネットワークシステムの賃借料、県消防学校及び消防大学校の入校や救急救命士の養成に係る経費などがあります。

2目施設整備費は、1億9,856万9千円で、令和8年度に予定している東分署の大規模改修工事に係る実施設計業務や、更新車両の動態端末装置載せ替え業務等の委託料、協和分署の屋根塗装工事に係る経費に加え、車両等購入費においては、角館消防署及び西分署の消防ポンプ自動車、それから協和分署及び西木分署の広報連絡車の更新のほか、西分署の高規格救急自動車の更新及び当該車両に積載する高度救命処置用資機材の購入に要する経費などがあります。

以上、歳出5款消防費は、上段に記載のとおり総額26億6,008万4千円で、前年度との比較で6,030万1千円の増となります。

歳出7款諸支出金2項1目介護保険特別会計繰出金は、1億9,005万円で、一般会計で収納する国・県・市町負担金を原資とした低所得者介護保険料軽減事業分でございます。

次に、債務負担行為の設定についてご説明を申し上げます。

26ページをお願いいたします。

4款衛生費2項清掃費における中央ごみ処理センター基幹的設備の改良工事及び設計・施工監理業務につきましては、令和7年度から4カ年で実施する計画であり、その債務負担行為につきましては、令和8年度から10年度までの負担額の限度額として、工事請負費は総額36億4千万円、設計・施工監理業務委託料は総額2,817万1千円を設定するものであります。

また、中央し尿処理センターの旧施設解体撤去工事及び施工監理業務につきましては、令和7年度から2カ年で実施する計画であり、その債務負担行為につき

まして、令和8年度の負担額の限度額として、工事請負費は総額3億5千万円、施工監理業務委託料は総額1,329万9千円を設定するものであります。

以上が一般会計の説明となります。

次に、「議案第11号令和7年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料は戻りまして、円グラフが書かれてある20ページの上段総括表をご覧くださいと存じます。

介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、190億9,087万1千円で、前年度と比較して9,771万1千円、率にして0.51%の増となります。

それでは歳入から順に、前年度比の増減額が大きい部分を中心にご説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳入1款介護保険料は、33億7,516万1千円で、前年度との比較で1億760万6千円の増であります。これは、昨年度の法改正において保険料所得段階が9段階から13段階に細分化され、保険料基準額に対する保険料率はこれまで第9段階の1.7倍が最大でありましたけれども、第13段階の2.4倍まで引き上げられたことに伴い、保険料額の高い層の収納が増えること見込まれることから増額となるものであります。

歳入2款分担金及び負担金は、28億2,675万8千円で、昇級や人事院勧告の影響による人件費の増や、国が定める標準化基準適合システムへの介護保険システム移行経費の新規計上に加え、地域支援事業費の上限制度非適合に伴い上限超過分の全額が事業を実施する自治体の負担となることなどにより、前年度との比較で1億8,107万1千円の増となります。

歳入4款国庫支出金、歳入5款県支出金及び歳入6款支払基金交付金は、この後ご説明申し上げます歳出2款保険給付費、歳出3款地域支援事業費、歳出4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出されました負担金、補助金及び交付金を計上しておりますのでございます。

28ページをお願いいたします。

歳入8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、2億4,727万4千円、2目介護保険特別会計負担金調整基金繰入金は、5,000万円をそれぞれ介護給付費等に充当するため、両基金を取り崩すものでございます。2項1目低所得者介護保険料軽減繰入金は、1億9,005万円で、一般会計の諸支出金繰出金と同額の計上となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

29ページをお願いいたします。

歳出1款総務費1項1目一般管理費は、3億2,868万5千円で、職員22名に係る人件費のほか、歳入でも申し上げました国の標準化システムへの移行経費並びに国が整備するクラウド環境の使用料、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務やソフトウェア保守業務などの委託料、介護保険システムの使用料、公用車購入費、庁舎維持管理費負担金などであります。

3項1目介護認定審査会費は、1,744万9千円で、介護認定審査会委員の報酬などであり、2目認定調査等費は、1億670万2千円で、認定調査件数の増に伴い1名増員する認定調査員の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料などであり、

以上、歳出1款総務費は、総額4億6,382万6千円で、前年度との比較で1億2,606万1千円の増となるものであります。

歳出2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、161億2,430万円、2目介護予防サービス給付費は、3億882万1千円、30ページに移りまして2項1目その他諸費は、1,729万円、3項1目高額介護サービス費は、4億4,625万1千円、4項1目特定入所者介護サービス費は、8億7,783万3千円、5項1目高額医療合算介護サービス費は、6,214万7千円の計上であります。

以上、歳出2款保険給付費は、29ページ中段に記載のとおり総額178億3,664万2千円で、前年度との比較で1,498万7千円の減となるものであります。

続いて歳出3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、4億4,694万1千円、2目一般介護予防事業費は、3,207万円、3目包括的支援事業・任意事業費は、2億6,212万1千円で、要支援者に係る給付費及び構成市町等への事業委託料がほとんどを占めるものでございます。

以上、歳出3款地域支援事業費は、総額7億4,394万3千円で、前年度との比較で1,930万9千円の減となるものであります。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

当初予算に係る説明は以上となりますけれども、引き続き「議案第12号令和7年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」をご説明申し上げます。

32ページをお開き願います。

本案は、議案第10号と議案第11号の令和7年度当初予算に伴う構成市町の負担金の額を定めるものであり、表の下の方の欄にお示ししておりますけれども、大仙市については、前年度当初比較で10億9,683万9千円減の42億6,593万8千円、構成比は55.94%となります。仙北市については、2億6,822万9千円増の22億7,496万円、構成比は29.83%となります。美郷町については、3億6,186万1千円減の10億8,520万7千円、構成比は14.23%とするものでございます。

以上が議案第12号の説明となります。

最後になりますが、令和7年度当初予算につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、火葬場の施設や廃棄物処理施設、消防庁舎などの公共施設の更新や延命に係る計画が続くほか、介護保険システム標準化に係る経費など、新たな政策的経費の計上が必要な内容となっております。

また、組合全体といたしましては、依然として続く物価高騰による物件費の増や、人事院勧告の影響等による人件費の増に伴い、経常的経費の上昇も見込まれ

ることから、予算執行にあたりましては、これまで以上に計画性、効率性に留意してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、今後とも格別なるご指導とご協力をお願い申し上げる次第であります。

以上、議案第10号及び議案第11号の令和7年度当初予算並びに議案第12号の令和7年度組合経費の負担金につきまして、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

はい、9番、佐藤文子議員。

議員 (佐藤文子)

お時間をいただきまして反対討論を行います。まず一般会計予算、これに対しては議案第3号で反対する配偶者扶養手当廃止の件で反対を申し上げましたが、それが予算計上されている内容だということで、一般会計予算案に反対いたします。それから議案第11号、これも、わずか、先ほどの質疑では、3名が該当になっているという話ではありましたが、金額の多寡、あるいは人数の多寡というふうなことではなくて、配偶者手当を廃止するというその不利益を招くものだというふうなことで、介護保険特別会計に対しても反対をいたします。以上です。

議長 (古谷武美)

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第10号」を採決いたします。本案件につきましては、起立による採決をいたします。

本案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成：12名 反対：1名)

はい、着席ください。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第11号」を採決いたします。本案件につきましては、起立による採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成：12名 反対：1名)

はい、着席ください。起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第12号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。